

## 松本市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例

### 前文

松本市は、豊かな自然と歴史・文化を持ち、その中で、市民は共に支え合い、まちづくりを進めてきました。そして、日本国憲法で保障された地方自治の本旨に基づいて行政運営がなされ、公務員は、「全体の奉仕者」として市民の幸せと生活を守るための職務を担っています。市民と松本市の職員（以下前文において「職員」という。）には、相互に尊重し合いながら、幸せで豊かなまちづくりを進めることが求められ、職員は、市民の声に真摯に耳を傾け、業務の改善や新たなサービスの創出を進め、市政の発展を実現する責務を負っています。

しかしながら、正当な理由のない過度な要求や迷惑行為などにより、職員が全体の奉仕者としての職務を遂行することが困難な状態が引き起こされることがあり、時には、職員の人格や尊厳が傷付けられ、心身に深刻な影響を及ぼす事例が発生しています。こうした公正な職務の執行を妨げる行為等は、職員の就業環境を悪化させるだけでなく、多くの市民の利益を侵害し、行政サービスの質の低下や行政全体の健全な運営を損なう要因となっています。

日本国憲法第15条第2項が定めるように、職員は一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者であり、職員が全ての市民に対して公正かつ適正に職務を遂行できる環境を確保することが求められます。

以上のことを踏まえ、松本市は、職員の公正な職務の執行を妨げる行為等を社会全体で防止し、市民と行政が共に支え合いながら、まちづくりを進められるよう、本条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、職員等に対する公正な職務の執行を妨げる行為等（以下「執行妨害行為等」という。）を防止し、職員等が職務に専念できる就業環境を確保することにより、市民のための公正かつ適正な行政運営を守ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 執行機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。）及び議会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有するもの及び市内において働くもの、学ぶもの、活動するもの等をいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員のうち市に勤務するものをいう。
- (4) 職員等 職員及び受託事業者（業務委託契約等に基づき、市の業務等に従事する者

(再委託等により業務等に従事する者を含む。)をいう。)をいう。

(5) 管理監督者 職場において職員等を管理監督する地位にある者をいう。

(6) 要望等 職員等に対して行われる市の業務に関する要望、請求、要請その他いかなる名称によるかを問わず職員等の作為又は不作為を求める一切の行為をいう。

(7) 執行妨害行為等 要望等が行われる際に、内容、手段又は態様が社会通念上相当な範囲を超える行為等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、職員等に対する執行妨害行為等の防止に努めなければならない。

2 市は、職員等が執行妨害行為等を受けたときは、速やかに、職員等の安全の確保、当該行為者に対する当該行為の中止に係る申入れその他の必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、法令、条例等を遵守し、公正な職務の執行に努めなければならない。

2 職員等は、要望等の内容を誠実に受け止め、適切に対応しなければならない。

(管理監督者の責務)

第5条 管理監督者は、職員等が執行妨害行為等を受けたときは、当該行為者に対し、注意し、警告し、退去を求める等により適正に対処しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、職員等による公正な職務の執行を妨げてはならない。

(執行妨害行為等の禁止)

第7条 何人も、職員等に対して次に掲げる執行妨害行為等をしてはならない。

(1) 正当な理由のない要求

(2) 暴行、傷害その他の身体に対する暴力的行為

(3) 脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言その他の精神的苦痛を与える行為

(4) 大声での威嚇その他の高圧的又は威圧的な言動

(5) 謝罪の強要その他の職員等の権利行使を妨げる言動

(6) 同じ内容の執拗かつ継続的な要求又は苦情

(7) 居座り、不退去、監禁その他の拘束的な行為

(8) 差別的又は性的な言動

(9) 職員等に対する個別による面会等の要求

(10) 補償その他の要求において内容の妥当性に照らし不相当なもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、職員等の公正な職務の執行を妨げる行為

(執行妨害行為等の報告)

第8条 職員等は、執行妨害行為等を受けたときは、その内容を管理監督者へ報告するものとする。

(公正な職務の執行を妨げる行為等対策委員会への協議)

第9条 管理監督者は、前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて公正な職務

の執行を妨げる行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）に執行妨害行為等への対応方針及び執るべき措置（以下「対応方針等」という。）について協議するものとする。  
（対策委員会の設置等）

第10条 管理監督者から協議の申入れがあった執行妨害行為等への対応方針等を協議検討するため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会は、副市長、総務部長その他市長が必要と認めるものをもって組織する。

3 対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 執行妨害行為等への組織的対応に関すること。

(2) 執行妨害行為等の防止に係る情報交換、情報共有及び連絡調整に関すること。

(3) 警察等関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること。

(4) 次条の規定による勧告及び第12条の規定による命令に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、執行妨害行為等への対応方針等について必要な事項に関すること。

4 対策委員会は、協議検討した結果を市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、執行妨害行為等への対応方針等について公正な職務の執行を妨げる行為等審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

6 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

（勧告）

第11条 市長は、第7条に規定する行為をした者（以下「執行妨害行為者」という。）に対し、対策委員会からの報告に基づき、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた執行妨害行為者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた執行妨害行為者が当該命令に従わないときは、必要な措置について審査会に諮問することができる。

（審査会の設置等）

第13条 執行妨害行為等への対応について、市長の諮問に応じ、必要な措置について調査審議するため、審査会を設置する。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、有識者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を答申するものとする。

(1) 前条第2項の規定により諮問された事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が諮問した事項

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(職員等への執行妨害行為等に対する措置)

第14条 市長は、審査会から答申を受けたときは、執行妨害行為者に対し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、執行妨害行為者が第12条第1項の規定による命令に従わないときは、審査会からの答申に基づき、執行妨害行為者の氏名又は名称、当該行為の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該執行妨害行為者に対し公表する旨を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。